
特 集

第9回人口移動調査の結果から (その1)

日本における外国とつながりのある人口の推計

林 玲 子

日本において外国人の定義は外国籍を持った人のことであるが、外国人の増加により、その子どもや日本に帰化し日本国籍を取得した人など、日本国籍を持ちながら外国とつながりのある人が増えている。本稿では国立社会保障・人口問題研究所が1976年より概ね5年に1回実施している『人口移動調査』を用いて、外国籍人口および外国とつながりのある人口をどのように捉えることができるか、推計を試みた。

1976年から2023年にかけて、外国生まれの割合は低下後上昇しているが、これは終戦直前の外地生まれ人口の影響が大きかったが、近年では外国籍人口の増加が影響している。外国とつながりのある人口を外国ルーツ人口、複数国籍世帯人口、外国居住経験人口の三種類と定義したところ、外国籍人口と比べ、それぞれ1.76倍、1.58倍、3.77倍の規模であると推計された。日本の国土には多様性をもつ外国とつながりのある人口が確実に存在している。

キーワード: 外国人, 日本人, 国籍

I. はじめに

国連によれば、1990年に世界全体で1.5億人にすぎなかった国際移動者数、つまり外国人数、もしくは移住者数は、2024年には倍程度の3.0億人に増加したとされる(図1)。しかしながら国連が集計するこの国際移動者数は、同一の定義によるものではない。国際移動者、外国人、移民とその用語が様々であると同時に、その定義も大別すると、外国生まれ、外国籍の二種類がある。国連の2024年の統計では、全233国・地域のうち、外国生まれを定義とするのが180、外国籍を定義とするのが48、データがないのが5となっている(UN 2024)。このように定義が一定でないのは、住民把握の方法が各国で様々である、また政治的状況により情報を得ることができないといった理由がある。後者の顕著な例は米国である。正規に国境を越えずに入国した住民が多く存在するため、その居住権を脅かされるような、国籍に関する設問をセンサスに入れること、つまり統計として把握することはトランプ大統領ですら叶わなかった¹⁾。移民、外国人の定義は出生国による、とされ

1) 2019年トランプ政権は投票権法 (Voting Rights Act) の執行を強化するために2020年センサスに国籍質問の追加を求めたが、最高裁により差し止められた (Dep't of Commerce v. New York, 588 U.S. 752 (2019))。現在2030年センサスにおける導入が模索されている。

ることも多いが、それは世界の移民研究のなかで重要な地位を占めている米国における、このような政治的に特殊な事情によるところが大きい。

日本においては、1950年国勢調査までは出生地と国籍が質問項目に入っていたが、1960年からは国籍のみとなった。1881(明治14)年より統計のある在留外国人の定義も国籍である。また住民登録においても外国籍住民が2012年より統合されることになり、国籍を基準に外国人を定義している。このように、日本においては国籍が日本以外であれば外国人、という定義が浸透している。

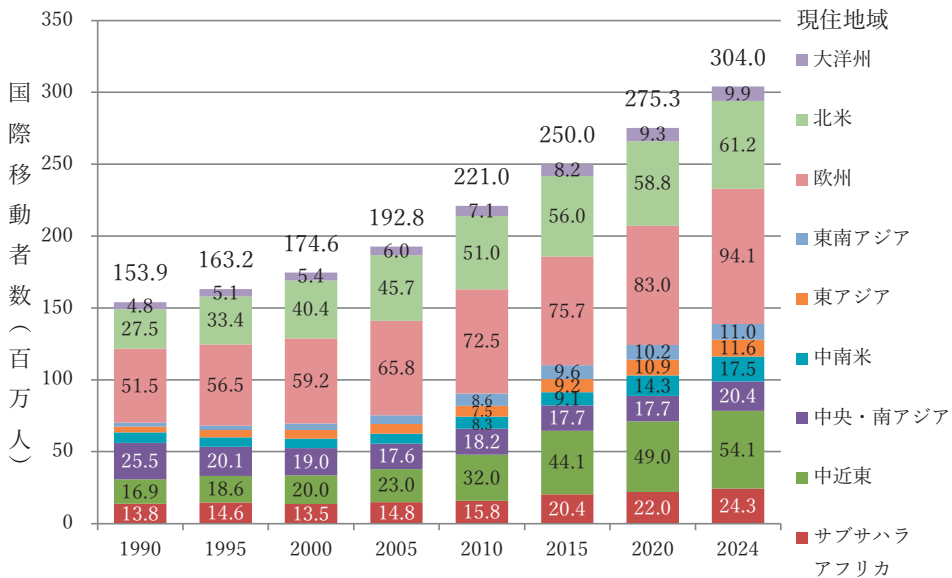


図1 世界の国際移動者数の推移（1990～2024年）

資料: UN(2024)

日本における外国籍人口の推移を国籍別にみたものが図2である。第二次大戦後しばらくは、外国人のほとんどが韓国・朝鮮籍であったところ、その割合は1986年には8割を切り、1989年の出入国管理及び難民認定法の改正により、日系人や技能実習制度による外国人の受入れが拡大した。2010年前後のリーマンショックおよび東日本大震災による外国人の減少期に住民基本台帳に外国人が統合されるようになり、2018年の特定技能制度の導入、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実施、2022年の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定、2026年には「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者意見書」および「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が策定されるなど、外国人受け入れの政策基盤が整備されたが、その間に外国人口も大きく増加し、その国籍も多様化した。

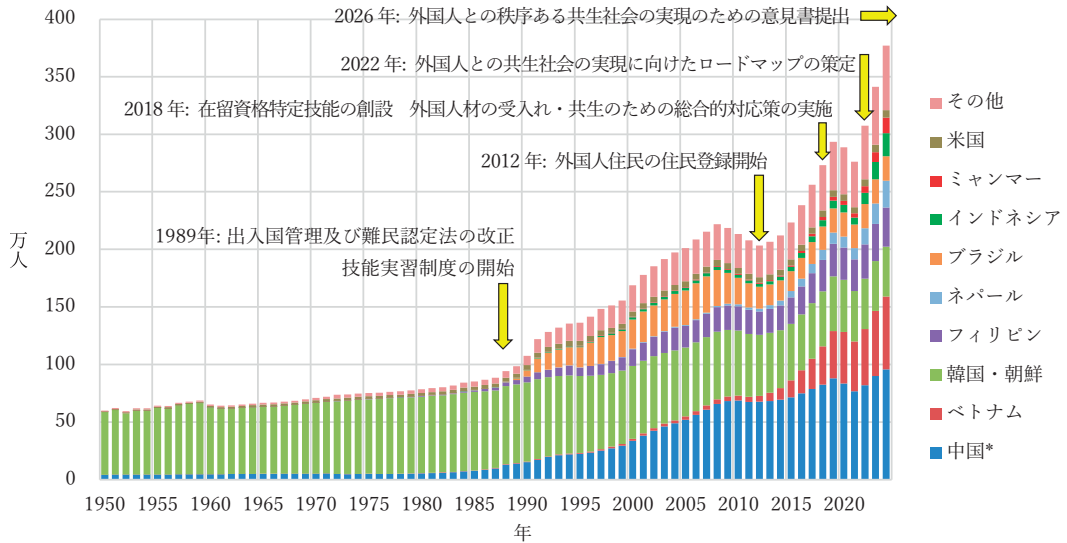


図2 国籍別外国人口の推移（1947～2025年）

注：中国*は台湾を含む。

資料：在留外国人統計（出入国在留管理庁）In：人口統計資料集2026年版（国立社会保障・人口問題研究所）

このような1990年代からの外国人の増加に応じて、その子どもの世代がすでに日本にも多くいることは、これまでも指摘されてきた。是川（2018）においては、そのような「移民的背景を持つ人たち」を、外国籍人口に帰化人口および父母のいずれかが外国籍である国際児人口を付け加え、2015年で3,325,405人であると推計した。国籍で定義される在留外国人数は2015年で2,232,189人であり²⁾、それと比べると、移民的背景を持つ人口は、1.5倍程度となる。また、特に子どもについては、「外国にルーツを持つ子ども達」とされ、国籍にかかわらず、教育と生活の実質的な保障を担保することが必要であり、外国人共生社会の基盤整備の取り組みが重要とされているところである（国立社会保障・人口問題研究所 2025）。

このような「移民的背景を持つ人たち」「外国にルーツを持つ子ども達」という議論に、知見を追加するために、本稿では国立社会保障・人口問題研究所が実施している人口移動調査の結果を用い、外国籍、外国生まれ、外国居住経験がある、といった「外国につながる人口」について個票を用いて量的把握を試みた。

II. 人口移動調査の外国関連設問の推移

社会保障・人口問題基本調査の一つである人口移動調査は1976年以降、2023年の第9回人口移動調査まで、おおむね5年に1回の周期で実施されてきた。各回における外国に関

2) 是川（2018）においては、外国籍人口として、在留外国人数から技能実習生を除いているが、本稿において基準となる外国籍人口を統一するために、ここでは在留外国人数をそのまま用いている。

係する設問は表1に示すとおりである。生まれた場所が外国かどうかは、第1回調査から継続的に訊かれている設問であるが、国籍の設問は第8回調査以降に限られる。表1で①～⑨としたライフイベントや、外国での居住経験も比較的早い時点から訊かれている設問である。さらに別居の両親やこどもの居住地に付け加え、直近の第9回調査では両親の出生地も訊くこととなったため、外国とのつながりをもつ人の定義を広げることができるようになった。

表1 外国の回答肢の有無

調査回	国籍	直近の引越前①	出生時②	中学校卒業時③	最終学校卒業時④	初職時⑤	初婚前⑥	初婚後⑦	5年前⑧	1年前⑨	居住経験	複数の生活拠点	5年後	離家直後	長子入学直後	両親の居住地	両親の出生地	こどもの居住地
1	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲	-	○
3	-	-	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○
4	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	-	◎	△	-	◎	-	-
5	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	-	◎	△	-	◎	-	◎
6	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	△	◎	-	-	-
7	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	△	◎	△	-	◎
8	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	△	◎	△	-	◎
9	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	-	△	◎	◎

注：-はなし，○は国名なし，△は世帯主と配偶者のみ，▲は国名なし・世帯主と配偶者のみ，◎は国名を含む。各調査の実施年は、第1回1976年、第2回1886年、第3回1991年、第4回1996年、第5回2001年、第6回2006年、第7回2011年、第8回2016年、第9回2023年である。
資料：厚生省人口問題研究所（1977, 1988, 1993）国立社会保障・人口問題研究所（1998, 2005, 2009, 2013, 2018, 2019, 2025）

公表されている報告書に、これら外国に関わる設問を用いた単独の章が設けられたのは、第6回調査からで、第6回調査報告書では「外国からの移動」、第7回は「外国での居住経験」、第8回は「国際移動」、第9回は「外国籍・国外生まれの人」というタイトルとなっている（国立社会保障・人口問題研究所 2009, 2013, 2018, 2025）。本稿ではこれら報告書において分析された結果に付け加え、新たに個票を用いて、外国とのつながりのある人口の数量的把握を行う。なお、本稿では、日本以外の国・地域のことを「外国」と表記する。

III. 外国とつながりのある人口の量的把握

1. 外国生まれ人口の推移

出生地が外国かどうかは第1回から第9回まで継続して訊かれている。その設問を用い、外国生まれ割合の推移を外国人登録者数・割合と合わせて表2に示した。外国生まれ割合

は、1976年の第1回において1.3%と高く、その後低下し1991年の第3回に0.6%と底をつき、その後上昇している（図3）。第1回調査は1.3%と高いが、これは世帯主のみを対象にしていることも理由の一つであるが、第2回、第3回調査にかけても外国生まれの割合は低下している。これは登録外国人割合が単調増加であることと対照的である。

表2 外国生まれ割合

調査回	調査年	調査区数	人口移動調査				在留外国人統計			
			回答数	外国生まれ			在留外国人数 人	総人口 千人	外国人割合 %	
				回答数	%*1	不詳の数				
第1回	1976	140	7,691	100	1.3% *2	102	753,924	113,094	0.7%	
第2回	1986	175	25,672	182	0.7%	643	867,237	121,660	0.7%	
第3回	1991	265	34,781	210	0.6%	2,371	1,218,891	124,101	1.0%	
第4回	1996	300	40,400	349	0.9%	1,055	1,415,136	125,864	1.1%	
第5回	2001	300	35,292	336	1.0%	2,347	1,778,462	127,316	1.4%	
第6回	2006	300	32,205	354	1.2%	1,927	2,084,919	127,901	1.6%	
第7回	2011	288	29,320	316	1.1%	1,353	2,078,508	127,834	1.6%	
第8回	2016	1,274	122,640	1,163	1.2% *3	5,141	2,382,822	127,042	1.9%	
第9回	2023	1,000	63,786	1,052	1.4% *3	1,881	3,410,992	124,352	2.7%	

注: *1.外国生まれ割合は不詳を除く割合。*2.第1回調査の回答は世帯主のみ。*3.第8回、第9回はウエイト付与により算定。

資料: 人口移動調査 個票, 在留外国人統計 (出入国在留管理庁)

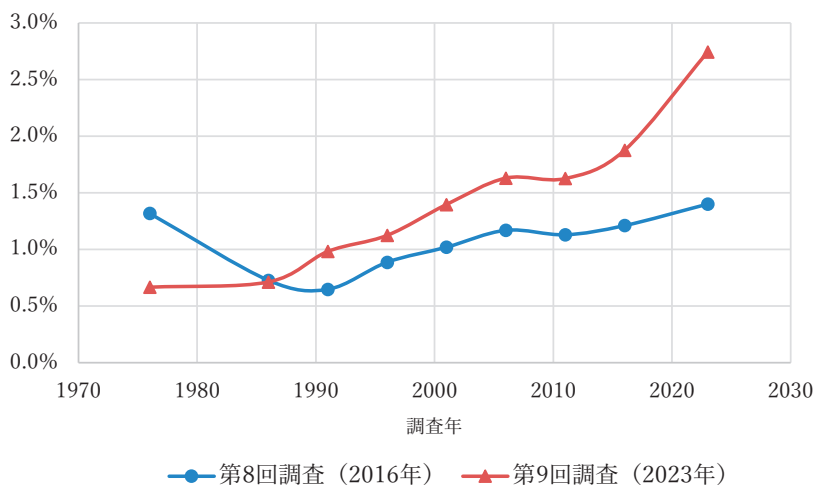


図3 外国生まれ割合と在留外国人割合の推移

資料: 表2. 人口移動調査 個票, 在留外国人統計 (出入国在留管理庁)

過去に外国生まれが多かった理由は、戦前に外地生まれの日本人が多かったことによる。各回調査における外国生まれの出生年別構成割合をみると（図4）、各回とも外国生まれは1935年から1944年生まれ、つまり終戦直前の世代が大きい。第8回調査（2016年）までは、外国生まれの人において終戦直前生まれの割合が一番大きかったが、第9回調査

(2023年) によようやく終戦直前生まれ割合が1985-1994年生まれ割合を下回った。日本における外国生まれは、長らくはこの戦前外地生まれが主要な割合を占めていたのである。

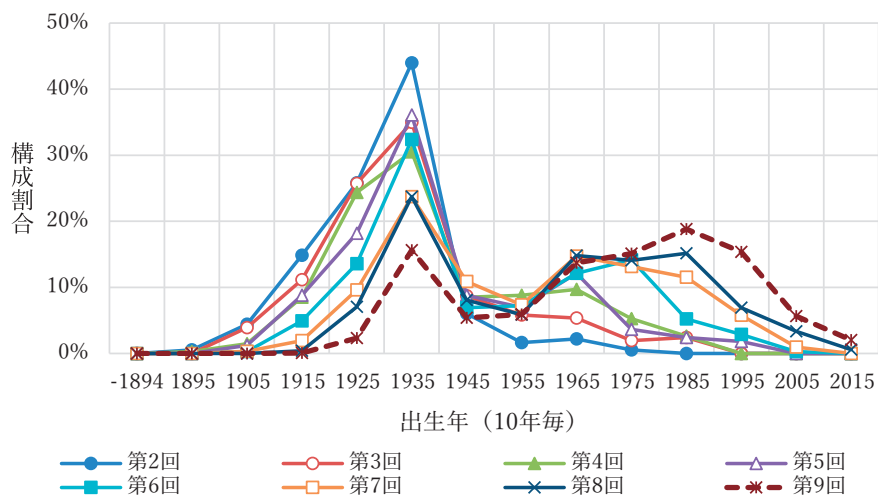


図4 外国生まれの出生年構成割合

資料: 人口移動調査 個票

国籍を訊いているのは第8回調査からであるため、第8回、第9回調査における外国生まれで日本の国籍を持つ割合をみると、第8回調査(2016年)で48%、第9回調査(2023年)で37%と減っており、これは戦前外地生まれの自然減によるものと考えられる。この割合を出生年別にみると(図5)、1925年から1944年に生まれた外国生まれはほとんどが日本国籍を持つが、1945年生まれ以降からその割合は急速に低下している。

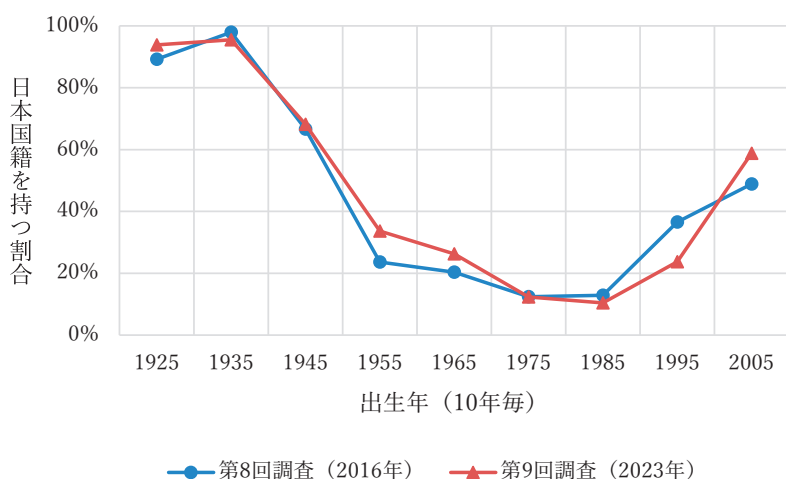


図5 外国生まれで日本国籍を持つ割合(出生年別)

資料: 人口移動調査 個票

戦前、とりわけ1930年代後半以降、日本人の出生数に占める国外出生の割合は大きく増加し、1935年では2.7%であったところ、1940年で4.5%、1943年では5.7%となった（林 2025）。また同時期、在外邦人数も大きく増加し、1940年には335万人、さらにその後も終戦まで増加が続いた（林 2021）。当時の国外生まれ、また在外邦人は満洲、朝鮮、台湾など日本統治下の地域に多くいたとはいえ、外地、外国とつながりをもつ人々であった。

第8回調査(2016年)、第9回調査(2023年)において、外国生まれで日本国籍を持つ割合は、1945年生まれから1985年生まれまで低下した後、1995年生まれから上昇に転じている。これは、海外在留日本人の増加と同時に、前述した外国人受け入れに政策転換した1989年以降、外国人の増加に伴い、外国生まれであるが片親が日本人である、帰化により日本国籍を得るといった外国とつながりのある人口が増えた可能性もある。

2. 外国とつながりのある人口

第1回から第9回まで続く人口移動調査において、第8回で国籍の設問、直近の第9回では、世帯主・世帯主の配偶者（以降「世帯主・配偶者」とする）の親の出生地の設問が追加され、「外国とのつながりのある人口」をより詳しく把握できるようになった。しかしながら人口移動調査では是川（2018）で定義されたような帰化や親の国籍別出生といった事件別に「移民的背景を持つ」人々を把握できるわけではない。前節の表1で示した人口移動調査の外国に関する調査項目を鑑みて、ここでは、三つの「外国とのつながりのある人口」を定義した。

まず一つは、外国籍を持つ人の子孫で、日本国籍を持つ人の数を、外国籍の人と合わせて「外国ルーツ人口」と定義した。そのパターン別の算定方法については附録に示したが、世代別に概説すれば、①世帯主・配偶者の親が同居で外国籍である、または別世帯の親が外国生まれ（外地を除く）である場合の子孫、②世帯主・配偶者の双方またはどちらかが外国籍もしくは外国ルーツである場合の子孫、③世帯主の子の配偶者が外国籍もしくは外国生まれである場合のその子どもを外国ルーツとした。つまり判断の基準は、国籍情報が得られない世帯外の世帯主・配偶者の親については外国生まれ（外地を除く）、世帯主の子の配偶者は外国籍か外国生まれとし、それ以外は国籍を用いた。出生地を外国とすると、国外出生の海外在留邦人を含むこととなるので、それを可能な限り除外することがその理由である。

外国とつながりのある人口の第二の категорияとして、外国籍が一人でもいる世帯のすべての人員数を「複数国籍世帯人口」と定義した。

三番目の外国とつながりのある人口として、国籍に関わらず、ライフイベント時（表1の①～⑨）に外国に居住していた、もしくは外国での居住経験がある人を「外国居住経験人口」と定義した。

これらの定義による算定結果を表3に示した。

表3 外国とつながりのある人口

項目	n	人	比	換算人口	%
外国籍人口 (a)	936	1,424,341	1.00	3,223,858	2.6%
外国ルーツ人口 (外国籍除く) (b)	563	1,107,329	0.78	2,506,332	2.0%
外国ルーツ人口 (a+b, 重複除く)	1,484	2,502,618	1.76	5,664,436	4.5%
複数国籍世帯人口 (c)	1,349	2,244,173	1.58	5,079,469	4.1%
ライフイベント時外国居住人口 (d)	1,586	2,726,893	1.91	6,172,058	5.0%
3か月以上外国居住人口 (e)	2,699	4,957,900	3.48	11,221,727	9.0%
外国居住経験人口 (d+e, 重複除く)	2,909	5,374,598	3.77	12,164,882	9.8%

注: 「n」は調査回答者数。「人」はウエイトをかけた全国値。「比」は外国籍人口(人)に対する比、換算人口は2023年6月末在留外国人数と人口移動調査による外国籍人口の割合が一定とみなし、その割合をそれぞれの項目にかけ合わせた推計人口。%は2023年7月1日総人口(総務省統計局人口推計)に対する割合。外国ルーツ人口の「重複」とは二重国籍の子どもの数。

資料: 第9回人口移動調査 個票

第9回人口移動調査で外国籍を持つ人と回答した人に対し、1.76倍が外国ルーツ人口、1.58倍が複数国籍世帯人口、3.77倍が外国居住経験人口となった。表3には回答数nに対し、ウエイトをかけた数値が人として示されているが、外国籍人口は1,424,341人と、同時期(2023年6月末)の在留外国人数3,223,858人と比べて半数弱である。これは調査回収率が外国人において低いことが理由であると考えられる。そのため、調査結果により求めた外国とつながりのある人口は、外国籍人口と在留外国人数の割合だけ過少であるとみなし、その割合を適用して外国ルーツ人口、複数国籍世帯人口、外国居住経験人口の推計値、およびその総人口に対する割合(%)を算定した(表3換算人口, %)。その結果、外国籍人口が総人口の2.6%であるのに対し、外国ルーツ人口は4.5%、複数国籍世帯人口は4.1%、外国居住経験人口は9.8%となった。外国居住経験人口は多くが日本人であり、外国籍人口と在留外国人数の比を適用した9.8%という値は過大であるとも考えられるが、逆にいえば全く外国居住経験がない人は総人口の9割を超える、ということになる。

三種類の外国とつながりのある人口を性年齢別に、外国籍人口と比較したものが図6である。外国ルーツ人口、複数国籍世帯人口いずれも性・年齢別構造は似ているが、外国ルーツ人口は特に20才以下が多くなっている。外国居住経験人口は女性、とりわけ50-54歳が多く、年が若くなるにつれ減少する。また、0-4歳男では、外国籍よりも外国居住経験人口が少なく、外国籍で日本生まれ、という人口を反映しているのだろう。

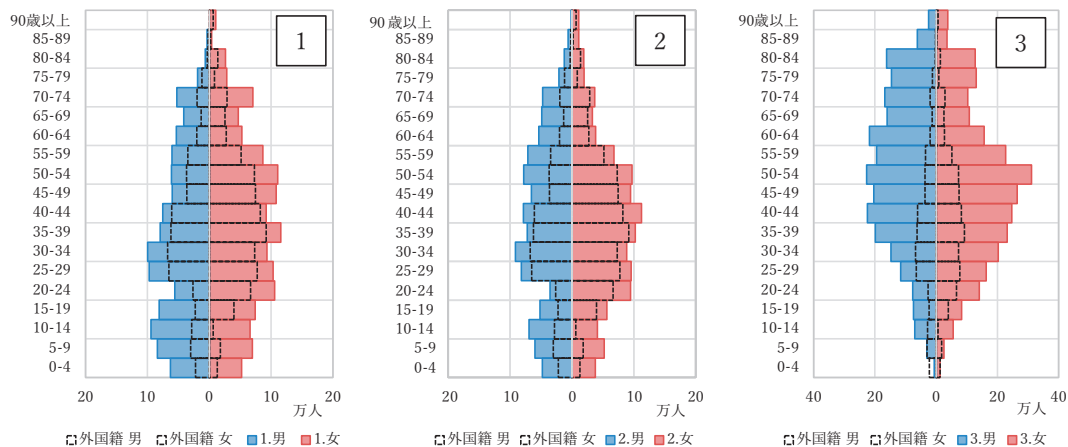


図6 外国とつながりのある人口の性年齢別構成（2023年）
 (1.外国ルーツ人口, 2.複数国籍世帯人口, 3.外国居住経験人口)

資料: 第9回人口移動調査 個票

IV. おわりに

外国とつながりのある人口を考えるうえで、何を「移民的背景を持つ」もしくは「外国にルーツを持つ」とするのかは、様々な定義がありうる。そもそも、外国かどうか、という以前に、日本において「お国」という言葉は、日本国内で、他県、他藩、という意味で用いられていたように、その範囲は狭かった。1996年に実施した第4回人口移動調査では、「あなたの家族や先祖が、あなたが現在居住している都道府県に最初に住んだのはいつですか」という設問があり、全国の世帯主で18.4%、非大都市圏に限れば4人に1人にあたる25.1%が祖父母の代より以前と回答しているが、日本においては国籍どころか、日本人の中でも「地元かどうか」というところで区別があった時代が長かった。日本国内の移動の自由化と活発化、近年の社会の国際化と日本における外国人の増加により、自分と他者を区別する境界が「お国」から、国連により定義される「国」に拡大されたといえるが、それではその他者の定義は外国籍なのか、外国生まれなのか、親が外国籍・外国生まれなのか、さらに先祖はどこまでたどるか、ということとなり、その境界は恣意的に線を引く必要が出てくる。先祖までさかのぼれば、米国やオーストラリアのような、移民により成り立っている国であれば、インディアンやアボリジニといった先住民以外は皆が「外国にルーツを持つ」人となる。さらに人類の起源はアフリカであり、そこから移動して人類は世界に広がったわけであるが、たとえ日本においても、日本人はすべて移動により日本列島に至ったわけであり、ルーツは日本以外にある、ということとなる。このように、移民的背景、外国にルーツを持つ、といった線引きは、連続的なものにあえて線を引く、という性質であることを念頭に置く必要がある。単に出生地や国籍のみならず、言語や民族といった文化的背景も含めて考えれば、さらに移民的背景、外国ルーツには多様な定義があ

りうる。それら以外にも、言語を学んだ、外国に長く住んだ、といったことにより、ある人の「外国的要素」もしくは「国際性」は変わりうる。

本稿では、人口移動調査で得られる情報を用いて外国とつながりのある人口を定義したわけであるが、外国籍人口と比べ2倍、3倍の外国とのつながりを持つ人口があり、それが国際的に見て多いか少ないかはさらなる比較検討の余地があるが、今後外国人の増加に伴い外国とつながりのある人口はさらに広がりを見せるだろう。日本という国における豊かな国際性をどのように進展させていくのか、「日本は単一民族」という幻想をどう振り切っていくのか、データに即した対応が求められよう。

※本稿で用いた人口移動調査の個票データは国立社会保障・人口問題研究所一般会計プロジェクト「人口移動調査」において統計法32条の規定に基づき利用した。

※図データは別添データとして社人研リポジトリに格納している。

参考文献

- 厚生省人口問題研究所 (1977) 『昭和51年度実地調査 地域人口移動に関する調査報告—概報および主要結果表』 (実地調査報告資料). <https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m01/mig01.asp>
- 厚生省人口問題研究所 (1988) 『昭和61年度 地域人口の移動歴と移動理由に関する人口学的調査』 (実地調査報告資料). <https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m02/mig02.asp>
- 厚生省人口問題研究所 (1993) 『1991 (平成3) 年度 第3回人口移動調査』 (調査研究報告資料第6号). <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/103718.pdf>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1998) 『1996 (平成8) 年度 (人口問題基本調査) 第4回人口移動調査』 (調査研究報告資料第12号). <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/125611.pdf>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2005) 『第5回人口移動調査 (2001年社会保障・人口問題基本調査) 日本における近年の人口移動』 (調査研究報告資料第20号). <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/130476.pdf>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2009) 『第6回人口移動調査 (2006年社会保障・人口問題基本調査) 日本における近年の人口移動』 (調査研究報告資料第25号). <https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m06/mig06.asp>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『2011年社会保障・人口問題基本調査 第7回人口移動調査 報告書』 (調査研究報告資料第31号). <https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m07/mig07.asp>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2018) 『2016年社会保障・人口問題基本調査 第8回人口移動調査 報告書』 (調査研究報告資料第36号). <https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m08/mig08.asp>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2019) 『人口移動調査 第1回 (1976年) ~ 第8回 (2016年) データ一覧・利用の手引き』 (所内研究報告第86号).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2025) 『2023年社会保障・人口問題基本調査 第9回人口移動調査 報告書』 (調査研究報告資料第43号). <https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m09/mig09.asp>
- 是川夕 (2018) 「日本における国際人口移動転換と其中長期的展望—日本特殊論を超えて」 『移民政策研究』 第10号, pp.13-28. https://iminseisaku.org/top/pdf/journal/010/010_013.pdf
- 林玲子 (2021) 「戦前の在外邦人数統計」 『人口問題研究』 第77巻第3号, pp.259-265. <https://doi.org/10.50870/00000287>
- 林玲子 (2025) 「動態積上による日本人出生別人口の再構成と静態統計との比較—1944/45年の死亡構造推計をふまえて—」 『人口問題研究』 第81巻2号, pp.147-166. <http://doi.org/10.50870/0002000515>
- UN: United Nations Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2024) *International*

Migrant Stock 2024.

<https://www.un.org/development/desa/pd/content/international-migrant-stock>

※上記 url は2026年 5月13日にアクセス可能であることを確認した。

附録: 外国ルーツ人口の算定について

第9回人口移動調査の問4「世帯主との続き柄」は、1.世帯主、2.世帯主の配偶者、3.世帯主の子、4.世帯主の子の配偶者、5.世帯主の父母、6.世帯主の配偶者の父母、7.世帯主の孫、8.その他の親族、9.その他、が設定されている。これらの続き柄別に、外国ルーツを定義し、世帯別に組み替えた個票を用いて外国ルーツの人数を算定した。

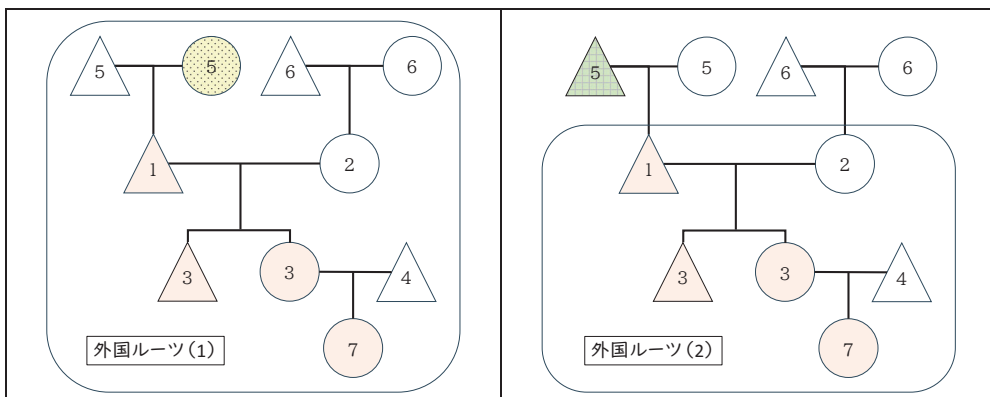
外国ルーツの定義には、概ね以下の附録 図1に示した4パターンが想定される。まず(1)として、世帯内の世帯主の親が外国籍であれば、それ以下の子孫は外国ルーツとなるが、世帯主の配偶者や世帯主の子の配偶者は外国ルーツとならない。また世帯主の親であっても世帯主の配偶者の親であっても同様である。

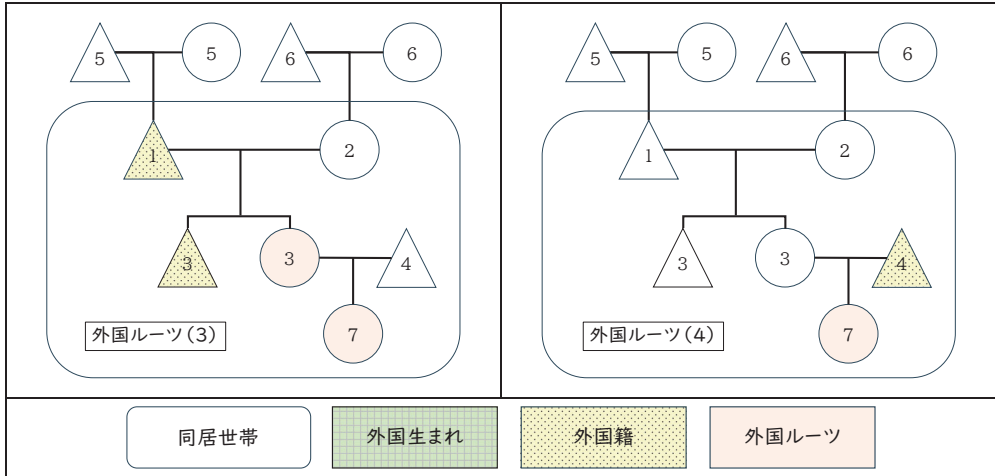
(2)は、世帯外の世帯主の親が外国生まれであった場合、本稿III.1で示した、かなりの数にのぼる戦前外地生まれの日本人が存在するため、外地生まれを「満州」「樺太」「朝鮮」生まれとし、それらを除いたケースを「外地を除く外国生まれ」とした。「台湾」は当時の外地か現在か判別がつかないため、外地には含めなかった。また、戦前の朝鮮生まれであるが現在の国名である「韓国」や「北朝鮮」を生まれた国として記載した可能性もある。従って、外地を除く外国生まれ、とはいえ、外地生まれの日本国籍者をすべて除くことはできていない、という制限がある。

(3)は通常想定される外国ルーツのパターンであるが、外国籍の親の子どもが日本国籍である場合、外国ルーツとなる。

(4)は、世帯主の子の配偶者が外国籍、もしくは外国生まれであった場合、その子どもが日本国籍であった場合は外国ルーツとなる。世帯主の子の配偶者の親の情報は調査から得ることができないため、ここでは外国の定義を外国籍と外国生まれの二つを用いることとした。いずれにせよ第9回人口移動調査では世帯主の子の配偶者で外国生まれはすべて外国籍であった。

なお8.その他の親族、9.その他で外国籍が23ケースあったものの、その内実が不明であるので、外国ルーツの定義には用いなかった。





附録 図 1

注: △は男性, ○は女性, その中の数字は世帯主との続き柄の番号. しかしながら男性か女性かで外国ルーツの定義は変わらない.

Estimation of the Population with Foreign Connections in Japan

HAYASHI Reiko

In Japan, "foreigners" are formally defined as individuals holding foreign nationality. However, with the rising number of foreigners, the population with foreign connections is also increasing. This includes, for example, the children holding a Japanese nationality with a Japanese parent and a foreign parent, or those who have acquired Japanese nationality through naturalization. Using the "National Survey on Migration", which has been conducted approximately every five years since 1976 by the National Institute of Population and Social Security Research (IPSS), this paper attempts to categorize and estimate the population with foreign connections.

From 1976 to 2023, the proportion of the foreign-born population first declined and then rose. This trend was initially heavily influenced by individuals born in former Japanese overseas territories just before the end of World War II. On the other hand, in recent years, it has been driven by the increase in foreign nationals. In this study, we defined three categories for the population with foreign connections: "population with foreign roots", "population living in mixed nationality households", and "population with experience living abroad". Based on these definitions, the size of each category was calculated to be 1.76 times, 1.58 times, and 3.77 times larger than the size of foreign nationals, respectively. It is evident that a diverse population with various foreign connections firmly exists within Japanese society.

Keywords: foreigners, Japanese, nationality